

添付資料No.13 機械設備工事特記仕様書

[illegible]

- 工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、以下のとおりとする。
1. 契約変更の時期について
設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。
軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものの外をいう。
 - ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
 - ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
 - ③ その他上記に準ずる重要なもの。
- 公共事業労務費調査に対する協力
1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事経過後においても、同様とする。
 2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事前に訪問し行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
 3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則に就いて共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。
 4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3条と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- 法定外の労災保険の付保
- 本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付けないといけない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

- 下請入、資材・製品の地場企業の活用に関する事項
1. 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注者を行うこと。
 2. 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。
 3. 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。
 4. 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

- 地下埋設物調査等に関する事項
1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
① 工事箇所における地下埋設物がある場合、工事着手前とその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。なお、破壊による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
 - ② 必要に応じて試験、ボーリング及び地中探査等類似位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
 - ③ 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
 2. 近接施工に関する確認・対策の徹底について
① 工事箇所付近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
 - ② 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

- 情報共有システム活用の試行
1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。
 2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。
 3. 活用にあたっては、「情報共有システム活用実行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手続き（建築・設備工事）」に基づき行う。

- 工事履行報告書の提出について
- 監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約約款第34の2において中間前払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

- 猛暑による作業不能日数
1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）
 - ・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方・福岡・福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事期間中で全作業を中断し、または現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したものの（小数点以下第一位を四捨五入する。）」が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長要請を協議することができる。
 - 本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。

- 建設キャリアアップシステム活用工事について
- ・本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の対象工事です。実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。

- ウィークリースタンスの実施について
- 本工事は、ウィークリースタンスの対象工事である。
実施にあたっては、福岡市役所ホームページ掲載の「ウィークリースタンス実施要領（工事）」に基づき実施するものとする。

- 現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用
1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）
 - ・本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事であり他の工事への兼任は認められません。
 - ※ 契約金額が4,500万円（建築一式工事：9,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事です。
 - ただし、下記に示す期間については現場代理人の常駐をしないものとする。
 - ① 請負契約の締結後から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）
 - ② 工事用地等の確保が完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止している期間
 - ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電設備の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみの行われている期間
 2. 監理技術者等の工事現場における専任及び専任期間について
 - ※ 監理技術者制度運用マニュアル（国交省）による【最終改正 令和 7年 1月 28日】
 3. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について
建設工事の適正な実施を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここの「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。
 - 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 - 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
 4. 専任特例2号の監理技術者（特例監理技術者）の配置について（該当事項○印）
 - ・本工事は、専任特例2号の監理技術者（建設業法第26条第2号による監理技術者）の配置は認められません。
 - 本工事は、次の要件に該当する場合、専任特例2号の監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書第2号による監理技術者）を配置することができます。
 - ① 本工事の当初請負金額が9億円未満である場合
 - ② 責任とする工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合

- 週休2日工事について
1. 週休2日工事の対象工事について
本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日（4週8休以上）を前提とした工期を設定している。
 2. 発注方式について（該当事項○印）
 - 発注者指定方式（発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定して実施（通期の週休2日は必須））
本工事は、月単位の4週8休以上を前提に労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確し、月単位の4週8休以上に満たない場合は、労務費の補正係数を変更し、請負代金額のうち、労務費の補正係数変更分を減額変更する。また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち、労務費補正分を減額変更する。
 - ・受注者希望方式（受注者が工事着手前に発注者に月単位の週休2日に取り組む旨を協議して実施（通期の週休2日は必須））
本工事は、通期の4週8休以上を前提に労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成している。現場閉所（現場休息）の達成状況を確し、月単位の4週8休以上を満たす場合は、労務費の補正係数を変更し、請負代金額のうち、労務費の補正係数変更分を増額変更する。また、通期の4週8休に満たない場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち、労務費補正分を減額変更する。
 3. 部分交替制（試行）について
受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分交替制を実施できる期間は1カ月間とする。
 4. その他
 - ① 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理人をあわせて指名する。
 - ② 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（「福岡市ホーム」創業・産業・ビジネス）公共工事・技術情報＞公共工事の技術情報＞週休2日工事

- 施工体制の確認に関する事項
1. 施工体制の確認方法
本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。
 - ① 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。
（施工体制台帳）
施工計画書に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
（工事作業所災害防止協議会兼施工体系図）
施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。
工事現場の工事関係者が必ずしも揃い及び公衆の見やすい場所に提示すること。
 - ② 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認すること。
 - ③ 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。
 2. 施工体制の確認に関する点検
 - ① 抜き打ち点検
 - ② 抜き打ち点検時における点検に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。
 - ③ 点検時における点検
中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。
 3. 不備が发觉した場合の措置
 - ① 工事成績評定での減点措置
 - ② 監査課が連携し減点措置を行う場合がある。
 - ③ 請負代金の支払い
監査が完了するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
 - ④ 悪質なケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設監督可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

- 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）
1. 内容
受注者は、現場に仮設トイレを設置する場合には以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。
 - （1）2～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる事項あり、必須ではない。
 - ① 快適トイレに求める標準仕様
 - （1）洋式便座
 - （2）水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
 - （3）臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を要すること）
 - （4）容易に開かない施設機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えが無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの）
 - （5）照明設備（電源が無くてよいものも）
 - （6）衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
 - 【快適トイレとして活用するために備える付属品】
（7）トイレ間男女別の場合に男女別明確な表示
 - （8）入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も各々入口が直接見えないような配置等）
 - （9）セナトリールボックス（女性専用トイレに限る）
 - （10）鏡付きの洗面台
 - （11）便座除菌シート等の衛生用品
 - ② 推奨する仕様・付属品
 - （12）室内寸法900mm×900mm以上（半畳程度以上）
 - （13）壁設置型
 - （14）着替え台（フィッティングボード等）
 - （15）フラッパー機能の多量化
 - （16）窓など室内温度の調整が可能な設備
 - （17）小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
 2. 設置に関する費用
設置に関する費用については、当初は計上していない。
受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。なお、設計変更回数の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事までとする。また、運搬費は共通設備費（率）に含むものとする。

- 建設発土の搬入（受入条件は下記のとおりとする。）
- 本工事の残土は、○○○○に搬入するものとし、受入条件は下記のとおりとする。
1. 受入場所
住所：○○市○○区○○番地
施設名称：○○○○
 2. 運搬距離
受入地までの運搬距離は、○○km となる。
 3. 受入不適なもの
第4種の建設発土及び汚泥
 4. 受入期間
午前9時～午後5時まで
ただし、日・祝日及び毎月第1・3土曜日は受入を中止する
なお、これより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

- 交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について
- 警備契約書及び警備計画書等を取り決めた警備業者の範囲に基づき、交通誘導員の労働災害防止対策の徹底を図ること。

- 遠隔臨場について
1. 遠隔臨場の対象工事について（該当する場合○印）
 - ・本工事は、建設現場の遠隔臨場の対象工事である。
 - 実施については、工事契約後を受発注者間で協議し決定する。
 2. 実施内容
 - ① 「監督員の立会い等」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声を用WEB会議システム等を利用して配信し、「監督員の立会い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」、「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。
 - ② 機器の手配
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWEB会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議して決定するものとする。
 - ③ 費用
遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。
 - ④ 不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

- 石綿有無の事前調査及び調査結果報告について
1. 石綿有無の事前調査について
 - ・本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事です。
 - 事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。
 2. 実施結果の報告について
 - ① 石綿事前調査報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。
 - ② 作業開始前に、事前調査結果を監督員に書面（説明書）で示すこと。
 - ③ 事前調査の結果を現場に提示すること（A3サイズ以上）。
 - ④ 事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

- 平成 9年 6月 作成
- 平成14年10月 改訂（(R2)国交省改定）
- 平成15年 4月 改訂（その他に、新築工事の発注、対策策能水用金を追加）
- 平成16年 4月 改訂（産廃取り扱い変更）
- 平成17年 4月 改訂（工事費・水害その他変更・共通仕様内容変更）
- 平成18年 4月 改訂（新築水害・資機材内容変更）
- 平成18年 7月 改訂（申請手續追加）
- 平成19年 9月 改訂（パナソニック使用基準追加）
- 平成19年12月 改訂（中継技術者追加）
- 平成20年 9月 改訂（空間環境温度条件・署名変更）
- 平成20年12月 改訂（完成図書、電子納品基準追加）
- 平成21年 8月 改訂（CORSの条件変更等）
- 平成21年12月 改訂（施工体制の確認に関する事項追加）
- 平成22年 9月 改訂（地下埋設物調査等に関する事項追加）
- 平成22年10月 改訂（公共施設工事標準仕様書の内容変更）
- 平成24年 2月 改訂（現場作業及び現場作業資料・製品の活用に関する内容追加）
- 平成25年 3月 改訂（設計変更に伴う契約変更について、遠隔臨場に関する運用追加）
- 平成25年 7月 改訂（配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件追加）
- 平成25年 7月 改訂（保証書の提出に関する事項追加）
- 平成27年 8月 改訂（機材に関する事項内容追加）
- 平成28年12月 改訂（公共事業労務費調査に対する協力追加）
- 平成30年 3月 改訂（部分払の改善云）
- 平成31年 3月 改訂（下請入、資材・製品の地場企業の活用についての内容修正）
- 令和 2年 4月 改訂（契約不適合責任、共通仕様書、発生材の処理、防火区画扉等の確認、保証書の提出、配管材料、配管規格、温度湿度空気質条件、塗装、運送についての内容変更）
- 令和 2年 4月 追加（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について）
- 令和 2年 9月 改訂（施工要領 3 増補水害水漏れに係る内容追加）
- 令和 2年10月 改訂（法定外労災保険の加入について）
- 令和 2年12月 改訂（工事施工にしいり・時間等について、現場環境改善について）
- 令和 3年 3月 改訂（特例監理技術者の配置に関する条件追加）
- 令和 3年 4月 改訂（週休2日工事の試行について、情報共有システム活用の試行について、工事履行報告書の提出について）
- 令和 4年 4月 改訂（週休2日工事について）
- 令和 4年 8月 改訂（2 特記仕様一般共通事項 1 機材 についての内容修正）
- 令和 4年10月 改訂（2 特記仕様 一般共通事項 8 建設発土の処分方法）
- 令和 5年 1月 改訂（現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用について、遠隔臨場について）
- 令和 5年 3月 改訂（押印欄の修正）
- 令和 5年 5月 改訂（1 共通仕様についての内容変更）
- 令和 5年 5月 改訂（給湯設備 1 配管材料についての内容変更）
- 令和 5年 5月 改訂（新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について）
- 令和 5年12月 改訂（昇降機設備の追加、自動制御設備の修正）
- 令和 6年12月 改訂（給水設備 1 配管材料についての内容変更 1、機走り管の昇り及び支持間隔 注7追加）
- 令和 5年12月 改訂（石綿有無の事前調査及び調査結果報告追加）
- 令和 6年 3月 改訂（交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について追加）
- 令和 6年 3月 改訂（週休2日制度について内容変更）
- 令和 6年 8月 改訂（結果による作業不能日数について追加）
- 令和 6年10月 改訂（ウィークリースタンスについて追加、週休2日工事について内容変更）
- 令和 7年 2月 改訂（現場代理人及び技術者の適正配置に関する記載内容変更）

令和 7年 2月 版	
工 事 名	
図 面 名	特 記 仕 様 書（3） 編 R . N . S
福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課	日付 . /